

今年も
お早めに!



はじまります

確定申告が
2月16日(水)から

確定申告



所得税
住民税
消費税

3月15日(水)まで
3月31日(金)まで

所得税

申告すれば
税金の戻る人

- 確定申告をしなくてもよい人も、次のような場合は源泉徴収された税金の還付を受けるための申告書を提出することがあります。
- ①源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得もあまり多くない人
- ②給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- ③給与所得者で次のような人
 - ①災害や盗難にあった人
 - ②多額の医療費を支払った人
 - ③住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・購入または大規模な修繕・増改築をした人
- 還付申告書は2月15日以前でも提出できます。
- 早めの提出をお願いします。
- 還付申告書を早く提出すれば、税金が早く還付されます。

申告が必要な人

- 次のような人は確定申告をしなければなりません。
- ①事業を行っている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を買った場合などで、平成11年中の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除などの所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と特別減税の額との合計額を超える人
- ②給与所得者で次のいずれかの要件などに当てはまる人
 - ①給与の年収が2千万円を超える人
 - ②二ヶ所以上から給与をもらっている人
 - ③一ヶ所から給与の支払いを受けている人で給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
 - ④同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている人

住民税

住民税の申告を
しなければならぬ人

- 事業所得(営業・農業・その他事業)配当所得・不動産所得・雑所得等のあった人
- 確定申告をした人を除く
- 国民健康保険加入者
- 扶養家族として証明書が必要
- 生命保険や医療費控除を受けようとする人
- ※なお、該当する方には、後日申告書を送付しますので、申告の手引きをよく読んで正しい申告をしてください
- 所得税・住民税とも申告には印鑑・源泉徴収票(原本)各種領収書・証明書などが必要です。
- 消費税及び地方消費税の確定申告と納税は正しくお早めに
- 個人事業者の方の平成11年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、1月1日(土)から3月31日(金)までとなっています。

所得税の確定申告期限は3月15日(水)です。期限間近になりますと、申告相談会場は大変混雑します。申告書の書き方などのわからない人については、税務署や市町村役場で相談や申告書の作成指導に応じています。早めに相談して申告を済ませましょう。(土・日曜日は閉庁日です)

その他

決算説明会の開催について

- *日時 2月7日(月) 午後1時30分～3時
- *会場 新津税務署 新津市善道町1丁目6番38号
- *持参するもの
 - 平成11年度分所得税確定申告書、収支内訳書等の書類一式
 - 昨年の所得税確定申告書、収支内訳書の控
 - 筆記用具、電卓(計算用具)

納税証明書を
請求される方に

なお、当日都合の悪い方は、確定申告期間中(土・日除く)に新津税務署でご相談ください。署職員による役場での相談は行っておりません。

2月、3月は所得税・消費税及び地方消費税の確定申告のため窓口が大変混雑し、納税証明書を当日に発行できない場合がありますので、請求されるようお願いいたします。また、申告及び納税の直後(約1か月以内)に納税証明書を請求される場合には、「申告書控」と「領収証書」を持参して下さい。

なお、本人以外による請求の場合には委任状が必要となります。

所得税の還付申告
は一番館で!

税務署では、本年も関東信越税理士会新津支部の協力により、次の日程で二番館(旧新津市役所)に次のような方を対象として、還付申告会場を設けることとしました。

【対象となる方】

- ・年金を受給されている方
- ・給与所得者で
 - ①医療費控除を受ける方
 - ②2ヶ所以上からの給与を受けている方
 - ③年の途中で退職した場合などで年末調整されなかった方

還付申告書の書き方などがわからない方は是非ご利用ください。

税金電話相談
(タックスアンサー)
のご利用を

タックスアンサーは、身近な税金についてコンピューターが自動的に音声でお答えする電話サービスです。

タックスアンサーは、毎日24時間利用でき大変便利です。タックスアンサーをご利用され

る場合には「コード番号」が必要になりますが、主な相談内容のコード番号については、NTTの電話帳(ハローページP31・タウンページP11)に掲載されています。

なお、相談内容のコード番号(およそ600項目)を一覧にした「税金相談コード表」は、税務署や市町村役場の窓口を用意してあります。

また、税金電話相談の回答文やコード表を、ファックスで入手することもできます。

☎025(223)2299

申告の相談に必要なもの

- ◇申告書・印鑑(昨年の申告書の控があれば、お持ちください。)
- ◇筆記用具・計算器具
- ◇金融機関名、口座番号のわかる書類
- ◇社会保険料の支払い額の判明する書類及び生命・損害保険料控除証明書(給与所得者で勤務先等に提出している場合は不要です。)
- ◇その他所得控除を受けるための書類
- ◇次のような所得金額を計算できる書類など
- 【事業所得や不動産所得のある人など】
- ・収支内訳書または収入金額、必要経費などがわかる帳簿・書類(昨年の収支内訳書の控があれば、お持ちください。)
- 【給与所得のある人】
- ・源泉徴収票(原本)

平成十一年分の所得税から、
定率減税が適用になります

- ※ 定率減税額
- 定率減税額は次の①と②のいずれか少ない方の金額です。
- ①定率減税前の所得税額の20%
- ②二十五万円

振替納税をご利用の皆様は

平成十一年分の確定申告に係る振替日は、

所得税 四月十八日(火)

消費税 四月二十六日(水)

となっております。

二/三日前には、預貯金残高をお確かめください。

なお、預貯金残高不足等で引落しできませんと、法定納期限の翌日から延滞税がかかりますので、ご注意ください。